千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業 教育文化施設事業者 選考基準

前橋市

千代田町中心拠点地区市街地再開発準備組合

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	審査体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	事業者決定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6	審査項目と配点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	各評価項目の内容と配点等・・・・・・・・・・・	2
8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_

1 はじめに

本選考基準は、「千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業 教育文化施設事業者公募要項」 (以下、「公募要項」という。)に基づき、教育文化施設事業者(以下、「事業者」という。)の選 定を行うにあたり、事業応募者が提出する企画提案書(以下、「提案書」という。)の内容につい て、客観的に審査するための基準として作成したものです。

2 審査方法

- (1)審査委員会は、事業応募者から提出された提案書類の審査(一次審査)、及び事業応募者による提案内容のプレゼンテーションとヒアリング(二次審査)の結果を総合的かつ公平公正に評価・判定し、提案の順位付けを行います。
- (2) 前橋市及び千代田町中心拠点地区市街地再開発準備組合(以下、「準備組合」という。)の理事会は、審査委員会による順位付けの結果を踏まえ、事業者を選定します。

3 審査体制

- (1)審査委員会の委員は、前橋市や準備組合、中心市街地の関係者等で構成します。
- (2)審査委員会による審査は、事業応募者のノウハウ保護等の観点から、非公開とします。 また、議事内容(審査委員の氏名・役職等を含む)も非公開とします。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果については、二次審査を実施した事業応募者に書面により通知するとともに、事業者と協議の上、前橋市及び準備組合のホームページで概要を公表します。なお、選定結果に関する問合せ及び異議については受け付けません。

5 事業者決定までの流れ

①事業応募者による提案書類の提出

②一次審査

- ・提出された提案書類の不備等の確認や応募者資格要件を満たしていることを審査 ※適合している場合は二次審査の実施について通知
- ③二次審査
 - ・事業応募者によるプレゼンテーション・ヒアリングにて提案内容の審査、総合的な評価
- ④審査委員会にて提案の順位付け
- ⑤審査委員会の結果を踏まえ、前橋市と準備組合(理事会)が事業者を選定
- ⑥準備組合総会にて選定結果の承認に関する議決 ⇒ 事業者の決定
- ⑦事業者と覚書を締結

6 審査項目と配点

(1) 一次審査

提出書類の不備等の確認や応募者資格要件を満たしていることを審査します。適合している場合は二次審査を行う旨の通知を送ります。適合していない場合は失格となり、その旨を通知します。

(2) 二次審查

審査委員会にて事業応募者によるプレゼンテーション及び提案に関するヒアリングを行い、審査委員はそれらの結果と評価項目を踏まえ、提案書の内容を総合的に評価します。

(3) 二次審査における評価項目の配点

1.	事業の目的、内容及び実施方法	75点
	①事業目的	(10点)
	②事業内容	(25点)
	③事業実施方法	(40点)
2.	事業実施計画	1 0点
	①事業実施計画	(10点)
3.	事業実施体制	35点
	①事業実施体制・役割分担	(15点)
	②組織としての専門性、類似事業実績	(15点)
	③事業遂行のための経営基盤・管理体制	(5点)
4.	施設床関係	5点
	①施設床の取扱方法	(5点)

計 125点

(4) 二次審査における提案内容評価

審査委員は、提案内容評価の評価項目のうち、上記の「1.事業の目的、内容及び実施方法」、「2.事業実施計画」、「3.事業実施体制」の各項目に対して「表1 評価基準」の5段階で評価し、評価項目ごとに提案内容評価点として点数化します。「4.施設床関係」については、施設床を参考施設床価格(公募要項 P.11)で購入する場合、5点を加点します。

表 1 評価基準

評価	評価基準	点数化の方法
Α	当該審査項目においてとても優れている	配点×1.00
В	当該審査項目において優れている	配点×0.70
С	当該審査項目において普通である	配点×0.50
D	当該審査項目においてやや劣っている	配点×0.30
Е	当該審査項目において劣っている	配点×0.00

7 各評価項目の内容と配点等

- (1)一次審査
 - 一次審査は、公募要項 P.20 の「5 選定(1)審査」により審査します。
- (2) 二次審査
 - 二次審査における各評価項目および配点等の詳細は、次頁の表2(事業者選考評価項目表) のとおりとします。
- (3) 評価点数の失格基準
 - 二次審査における評価項目のうち、「1.事業の目的、内容及び実施方法」、「2.事業実施計画」、「3.事業実施体制」の合計点が60点未満となる場合は、失格とします。

表2 事業者選考評価項目表

表と 事ま	看選考評価項目表 	,
	1. 事業の目的、内容及び実施方法(75点) ⇒ 評価基準に則り点数化	
企画提案	2. 事業実施計画(10点) ⇒ 評価基準に則り点数化	
項目	3. 事業実施体制(35点) ⇒ 評価基準に則り点数化	
	4. 施設床関係(5点) ⇒ 施設床を購入する場合に加点	
	評価項目	配点
表紙		
	1. 事業の目的、内容及び実施方法	75
	①事業目的 (合計10点)	10
	事業の目的が、公募要項が示す教育文化施設の趣旨に合致しているか。	5
	目指す人材育成のイメージや、教育方針・教育課程等(公立学校には無い特色など)が提案に反映されているか	5
	②事業内容 (合計25点)	25
	事業内容が目的と整合し、かつ具体的に示されているか。	10
	公募要項で求める提案のイメージに沿った教育方針や教育課程等を踏まえ、事業の趣旨に対して有効な事業内容が提案されているか(新規性・独創性)。	10
	学校施設の構成計画(各フロアに配置する諸室、各室面積整理表等)や事例写真・参考図等により、学校のイメージがわかりやすいものとなっているか。	5
	③事業実施方法 (合計40点)	40
	事業実施方法が目的・内容と整合しているか。	5
	事業実施方法について具体的な検討が行われ、効率的・効果的かつ 実現可能な事業実施方法が採られているか。また、創意工夫がみられるか。	10
	公募要項や再開発事業を踏まえた教育文化施設として、以下の視点を基に具体的な事業実施方法が示されているか。 ①まちづくりへの理解と協力及び連携 ②地域振興と地域貢献 ③まちなか活性化の促進 ④社会教育・福祉への貢献・寄与	15
	公立学校との違いや、市外や県外からも児童や学生等を集めるための工夫が考えられているか。	10

2. 事業実施計画	10
①事業実施計画 (合計10点)	10
事業目的や内容に対し、事業実施計画(スケジュール)が再開発事業の進捗に合わせて対応可能であるか。 また、社会経済情勢や教育環境の変化等に対応可能であるか。	5
概算資金計画や概算収支計画が妥当であり、学校運営の継続可能 性を確認できるか。	5
3. 事業実施体制	35
①事業実施体制・役割分担等 (合計15点)	15
事業の実施体制や役割等が、内容と整合しているか。	5
事業を遂行可能な人数が整理され、加えて、事業実施に係る人員配置や体制等に新しさや先進性があるか。	5
再開発事業主体等からの要望等に迅速・柔軟に対応できる要素が 備わっているか。	5
②組織としての専門性、類似事業実績 (合計15点)	15
組織として事業遂行(運営等)に不可欠な専門知識、ノウハウ等の 蓄積があるか。	5
組織として類似事業の実績があるか。	5
組織として、事業実施に生かせる業務実施経験や、事業実施に役立つ専門機関等のネットワークを有しているか。	5
③事業遂行のための経営基盤・管理体制 (合計5点)	5
健全で持続可能な事業遂行のための経営基盤を有しているか (類似事業(学校運営)の状況等)。	5

	4. 施設床関係	5
	①施設床の取扱方法(施設床を購入する場合に加点)	5
	施設床を参考施設床価格(公募要項P.11)で購入する場合、5点 を加点	5

8 その他

- (1) 事業実現性が著しく低い提案や企画内容が著しく不十分である提案は失格とします。
- (2) その他、審査上考慮すべき事項等がある場合には、審査委員会での協議により、その取り扱いを決定していくこととします。